

社会福祉法人横浜愛隣会 役員等報酬規程

平成29年3月21日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜愛隣会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 本会評議員の報酬については、次のとおり支払うものとする。

- (1) 本会評議員会への出席1回につき15,000円。
- (2) 本会の運営に係る業務に従事した場合、1回又は1日につき10,000円。
- (3) 視察等により本会及びその近辺以外の地域へ出席した場合は、別に交通費等実費を支払う。ただし公用車を使用した場合は支給しない。

(役員の出席報酬等)

第4条 本会理事・監事の報酬については、次のとおり支払うものとする。

- (1) 本会理事会への出席1回につき15,000円。
- (2) 本会の運営に係る業務に従事した場合、1回又は1日につき10,000円。
- (3) 視察等により本会及びその近辺以外の地域へ出席した場合は、別に交通費等実費を支払う。ただし公用車を使用した場合は支給しない。

(評議員選任・解任委員の出席報酬)

第5条 評議員選任・解任委員の報酬については、次のとおり支払うものとする。

- (1) 本会評議員選任・解任委員会への出席1回につき15,000円。

(兼務役員)

第6条 役員および評議員選任・解任委員のうち、本会の職員を兼ねる者については、この規程の適用を除外する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日より適用する。